

よつぎ療育園における障害者自立支援法新体系事業等の開始について

障害福祉課

1 経緯

よつぎ療育園は、平成8年8月に重症心身障害児（者）の療育・医療を専門的に行う施設として東京都により設置され、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会が指定管理者として、管理運営を行っている。

これまで、よつぎ療育園が実施してきた重症心身障害児（者）通所事業は、都が国の補助を受けて実施してきたが、児童福祉法の改正を受け、平成24年4月1日から障害者自立支援法に基づく新体系事業及び児童福祉法に基づく事業として開始することになった。

2 サービス種類

施設名	対象	サービス種類	定員
東京都立東大和療育センター分園	18歳以上	生活介護（※1）	20人
よつぎ療育園	就学前児童	児童発達支援（※2）	5人

3 区扶助費見込額

約2,300万円

【参考】

※1 生活介護

常に介護を必要とする方に、日中の時間、食事や排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する通所施設

※2 児童発達支援

障害児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う通所施設（根拠：児童福祉法）